

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

相談役・顧問等の開示に関する

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月、経済産業省により『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）』（別紙4参照）が策定され、「相談役・顧問の役割は、各社によって様々であり、社長・CEO経験者を相談役・顧問とすることが一律に良い・悪いというものではないこと」を前提とし、「社長・CEO経験者を相談役・顧問として会社に置く場合には、自主的に、社長・CEO経験者で相談役・顧問に就任している者の人数、役割、処遇等について外部に情報発信することは意義がある。産業界がこうした取組を積極的に行うことが期待される」と提言されています。

また、政府は、『未来投資戦略2017』¹において、コーポレート・ガバナンスに関する透明性向上の観点から、退任した社長・CEOが就任する相談役、顧問等の氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度の創設及び実施の目処（来年初頭）についての方針を示しました。

こうした一連の取組みを踏まえ、当取引所では、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領の一部改訂を行いますので、ご通知申し上げます。また、TDnetオンライン登録サイトにおいては、同報告書の入力フォームに記載欄を追加することとし、平成30年1月1日以後、提出する同報告書から、改訂後の様式及び記載要領を用いた記載が可能となります。

情報取扱責任者各位におかれましては、貴社内のご担当者にご周知賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【別紙資料】

- 別紙1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載欄 新設イメージ
- 別紙2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（平成29年8月改訂版）
- 別紙3 （参考）相談役・顧問等の開示に関するご質問と回答
- 別紙4 （参考）経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（抜粋）」

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

¹ http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html